

群馬県立歴史博物館榛名山噴火関連遺跡展示整備事業
公募型プロポーザル企画提案要領

本要領は、榛名山噴火関連遺跡展示整備事業の契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

群馬県立歴史博物館榛名山噴火関連遺跡展示整備事業

2 発注者

群馬県立歴史博物館

3 趣旨・目的

群馬県には、かつて1万3千基以上の古墳があったと言われ、質・量ともに日本一の埴輪が存在する。そして「日本のポンペイ」黒井峯遺跡を含む榛名山噴火関連遺跡など、世界に誇る歴史文化遺産に恵まれている。今般、特に埴輪の優品を多く収蔵する群馬県立歴史博物館を文化観光拠点施設（ハブ）として、文化観光コンテンツと県内温泉地等を結びつけた周遊観光を促進するべく立案した「群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画」が文化観光推進法に基づく事業計画の認定を受けた。

本事業は、この事業計画に基づき、令和5・6年度の2カ年で、歴史博物館古代展示室において、遺跡の発掘情報とデジタル技術を活用して、榛名山噴火関連遺跡を解説・紹介するコンテンツを制作し、榛名山噴火関連遺跡の世界レベルでの歴史的価値やその背景を分かりやすく紹介する展示整備を行うことを目的とする。

4 業務内容

群馬県立歴史博物館榛名山噴火関連遺跡展示整備事業仕様書のとおり

5 本業務の予算額

19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積をお願いします。

6 契約期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

7 応募資格

次の条件のすべてを満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

8 スケジュール

- (1) 群馬県ホームページから書類様式のダウンロード開始
令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）
- (2) オンライン事業内容説明会
令和 6 年 1 2 月 3 日（火） 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 0 0 分
- (3) 書類提出期限
令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木） 1 5 時 0 0 分必着
- (4) 委託先候補者決定・結果通知
令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）頃

9 オンライン事業内容説明会

- (1) 開催主体 群馬県立歴史博物館
- (2) 開催日時 令和 6 年 1 2 月 3 日（火） 1 4 時 0 0 分開始、1 5 時 0 0 分終了（予定）
- (3) 開催内容 ①事業の目的及び趣旨説明
②事業実施箇所となる古代展示室の説明
③上記①②に関する質問の受付及び回答

- (4) 参加方法 以下の URL より Zoom ミーティングに参加

アドレス：

<https://us02web.zoom.us/j/83195630329?pwd=2Urhb4yM8ySp8nphqBnnb28wnRoVWY.1>

ミーティング ID: 831 9563 0329

パスコード: 047566

※開始時間（14 時 00 分）の 15 分前から zoom ミーティングに入室可。

※参加時は名称欄に「社名と参加者名」を提示してください。

例) 群馬メディア・田中

※ミーティングへのアクセス不具合時は、以下に問い合わせてください。

TEL 027-346-5522 群馬県立歴史博物館 学芸係

10 質問受付

(1) 受付期間 令和6年11月22日(金)～12月5日(木)

(2) 質問先 〒370-1293 群馬県高崎市綿貫町992-1

群馬県立歴史博物館(担当 飯田・岩橋)

電話 027-346-5522

FAX 027-346-5534

Eメール rekishikan@pref.gunma.lg.jp

(3) 質問様式 別添【様式3】質問書による。

(4) 質問方法 FAXまたはEメールにより送信

※なお、上記方法で送信の際、その旨を電話(027-346-5522)にて、群馬県立歴史博物館(担当:飯田・岩橋)あてに必ずお伝え下さい。

※Eメールにより送信する場合は、メール件名を「【質問】榛名山噴火関連遺跡展示整備事業」としてください。

(5) 回答方法

質問書受付日から起算して3日以内(土・日・月曜日を除く)に、FAX又はEメールにより行います。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがあります。

11 応募手続き

応募する場合は、次のとおり書類を提出してください。

「令和6年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は、以下のうち、g・h・iの提出は不要です。名簿非登載者は全ての書類を提出してください。

用紙の大きさは、特に指定のない限りA4判縦とします。なお、A4判以外のサイズ指定がある場合、折り込みをしてください。

なお、必要な書類については、期限までに必ず提出してください。

(1) 提出書類

a. 企画提案書表紙【様式1】(8部)

・所在地、事業者名、代表者名を記入するとともに、代表者印を押印すること。

b. 企画提案書本体【任意様式】(8部)

・基本コンセプト

・展示室でのプレ公開レイアウト(図解)

- ・展示手法や活用技術とそれらから期待される効果
- ・業務遂行スケジュール 等

※なお、企画提案書はA4判6枚以内でまとめること。

c. 提案事業者の概要がわかる資料（会社案内のパンフレットでも可）（8部）

- ・会社の事業領域や主たる実績等について記載してください。

d. 類似業務実績【任意様式】（8部）

- ・過去5年以内に、歴史・人文に関する博物館、資料館等の展示設計及び制作業務を行った実績があれば提出してください。

e. 業務実施体制【任意様式】（8部）

- ・本業務における実施体制及び配置予定担当者の業務経歴について記載してください。
- ・再委託は特に必要と認める場合を除いて認められません。ただし、特殊な作業を要するなど特段の事情がある場合は、あらかじめその業務内容と従事者について本申告書により明らかにするものとします。

f. 本業務に係る費用見積書【任意様式】（1部）

- ・本業務の見積額及び積算内訳

g. 法人登記簿謄本（3カ月以内に発行されたもの。コピー可）（1部）

h. 決算書の写し（直近のもの1期分。半期決算の場合は2期分）（1部）

i. 群馬県暴力団排除条例関係誓約書【様式2】（1部）

(2) 提出方法

- ・下記の提出先あてに、持参又は郵送により提出

※なお、持参を希望される場合は、事前に必ず群馬県立歴史博物館（担当：飯田・岩橋）に電話（027-346-5522）にてご一報ください。

(3) 提出期限 令和6年12月12日（木）15時00分必着

(4) 提出先（お問い合わせ先）

〒370-1293 群馬県高崎市綿貫町992-1
群馬県立歴史博物館（担当 飯田・岩橋）
電話 027-346-5522
FAX 027-346-5534
Eメール rekishikan@pref.gunma.lg.jp

(5) 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので御承知おきください。

(6) その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後に虚偽であることが発覚した場合には、契約を解除することがあります。

12 審査

(1) 審査方法

書面審査により優先交渉者（契約予定先）を決定することとし、応募者によるプレゼンテーションは実施しません。ただし、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

(2) 結果連絡

応募者全員に結果を連絡します。（令和6年12月17日（火）頃）

※ 審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

13 審査基準

- (1) 事業者（委託先として適切な法人であるか、実績が十分であるか。）
- (2) 事業推進（提案内容を実現できる体制が組まれているか。）
- (3) 実施内容（事業の趣旨を理解し、効果を期待できる内容となっているか。）
- (4) 契約条件（見積金額、事業成果の担保が妥当であるか。）

14 契約締結

- ・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、別途委託者との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により製作された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
- ・業務完了後に各段階を記録した写真を添付した報告書を提出することとします。

15 守秘義務

- ・本プロポーザルに関して知り得た事項については、本プロポーザル及び本件業務委託以外に使用することを禁じます。